

長野県木材協同組合連合会理事長 様

事業者の名称 :  
代表者の氏名 :  
団体認定番号 : 長野県木連一

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告  
期間(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

業 種	木材・木材製品の取扱量(総数)		うち合法性等の証明されたもの		業種の主副	
	原木(原料)	原木・製品	原木(原料)	原木・製品	主	副
	入荷量 m3	出荷量 m3	入荷量 m3	出荷量 m3		
素材生産						
素材流通						
木材加工	チップ(製紙、農業、燃料等)					
	チップ(発電用バイオマス)					
	製材					
	合板					
	集成材					
	木質ボード類					
	その他(集成材)					
	その他(プレカット材)					
	その他(土木用材)					
	その他(薪)					
	その他(おが粉)					
	その他( )					
木材流通	製材					
	合板・ボード類					
	集成材					
	その他( )					
その他						
計	0	0	0	0		

- 1 1認定事業者で複数業種の品目を扱っている場合は、各業種ごとに取扱数量記載する。
- 2 1認定事業者で複数業種を有する者(複数の品目を取り扱っている)は、「業種の正副」欄に、主とする業種は「主」の欄に○、副業となる品目については、「副」の欄に○を記載する。
- 3 「合法性の証明されたもの」は、取引伝票等に認定番号を付すなど、合法証明を交付した木材・木製品とする。
- 4 素材生産、木材加工の出荷量は、入荷量の歩留まりを考慮して記載する。
- 5 チップは、製紙・農業・燃料等と発電用バイオマスを分け、m3換算して記載する。  
※1トン当たりのチップの換算率は、素材(原木)は針葉樹1.4m3、広葉樹1.0m3、工場残材・解体材は2.0m3  
絶乾材は針葉樹2.2m3、広葉樹1.7m3とする。
- 6 その他欄に記載した場合は、その品目も記載する。  
※記載に当たっては、別紙「記入方法の解説版」を参考にする。

**記入方法の解説版**

長野県木材協会の

600㎡の素材生産を行い、全量に合法証明をして木材センターに出荷した。

事業者の名称 :  
代表者の氏名 :  
団体認定番号 : 長野県木連一〇〇

合法性・持続可能な証明された木材・木材製品の取扱実績報告  
期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

業種	木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの		業種の正副	
	原木(原料) 入荷量 m3	原木、製品 出荷量 m3	原木(原料) 入荷量 m3	原木、製品 出荷量 m3	主	副
素材生産	立木外	素材(丸太) 600	0	600	○	
素材流通	素材(丸太) 100	素材(丸太) 100	100	100		○
木材加工	チップ(製紙、農業、燃料等)	素材(丸太)等	チップ			
	チップ(発電用バイオマス)					
	製材	素材(丸太)外 300	製材品外 180	300	90	
	合板	素材(丸太)、製材等	合板			
	集成材	素材(丸太) 製材(ひき角、小角材等)				
	木質ボード類	素材(丸太) チップ等				
	その他(集成材)					
	その他(プレカット材)					
木材流通	製材	製材品	製材品			
	合板・ボード類	合板・ボード類 外	合板・ボード類等			
	集成材	集成材	集成材			
	その他( )					
その他	上記以外の業種名記載					
計						

300㎡の合法証明された丸太を手して、製材して180㎡の製品を販売、うち半分の90㎡については、納品書に合法証明をして出荷。

<合法性等の証明されたもの>

・合法証明書を受け取り、分別管理し、証明書を交付した木材・木材製品とする。

<以下のものは「合法性の証明されたもの」ではありません！>

- ①合法性が確認出来る証明書を交付してないもの
- ②認定事業者であることを理由として、取り扱う木材は全て合法木材としたもの
- ③国産材・国有林材という理由で証明書の無いものを合法木材としたもの

[チップの換算率]

- ①素材(原木)の場合  
針葉樹: 1t = 1.4m3 広葉樹: 1t = 1.0m3
- ②工場残材・解体材の場合  
1t = 2.0m3
- ③絶乾材  
針葉樹: 1t = 2.2m3 広葉樹: 1t = 1.7m3